

令和 7 年 度

就 学 奨 励 費 の し お り
(しゅうがくしょうれいひのしおり)



沖縄県立那覇みらい支援学校

目 次

ページ

I 就学奨励費の概要

1	就学奨励費とは	・ ・ ・ ・	1
2	就学奨励費の支給を受けるには（受給のための申請）	・ ・ ・ ・	1
3	就学奨励費の支給対象となる経費について	・ ・ ・ ・	1
	※就学奨励費の対象となる経費一覧	・ ・ ・ ・	2
4	支弁区分の決定方法と支給基準	・ ・ ・ ・	3
5	仮区分と精算について	・ ・ ・ ・	3

II 支給方法

1	支給方法	・ ・ ・ ・	4
2	支給時期	・ ・ ・ ・	4
3	目的外使用の禁止	・ ・ ・ ・	4
4	委任会計について	・ ・ ・ ・	4

III 各経費の説明

※ 下記、領収書とあるのは、保護者からの領収書の提出が必要となるもの

1	教科用図書購入費	・ ・ ・ ・	5
2	学校給食費	・ ・ ・ ・	5
3	通学費	領収書 ・ ・ ・ ・	5
4	職場実習交通費	領収書 ・ ・ ・ ・	5
5	交流学習費	・ ・ ・ ・	5
6	修学旅行費	・ ・ ・ ・	6
7	校外活動等参加費	・ ・ ・ ・	6
8	職場実習宿泊費	領収書 ・ ・ ・ ・	6
9	新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	領収書 ・ ・ ・ ・	6
10	学用品・通学用品購入費	領収書 ・ ・ ・ ・	7

IV 就学奨励費が支給される場合について

1	領収書の提出	・ ・ ・ ・	8
2	提出する時期	・ ・ ・ ・	8
3	提出方法	・ ・ ・ ・	8
4	記載内容の注意事項	・ ・ ・ ・	8

V 就学奨励費に関する手続きの年間の流れ

（別記）特別支援教育就学奨励費の I C T 機器購入費について	・ ・ ・ ・	9
	・ ・ ・ ・	10

I 就学奨励費の概要

1 就学奨励費とは

障害のある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体（沖縄県）が補助する仕組み（補助事業）です。当該事業の支給にあたっては、国及び沖縄県の関係法令や事務処理規定に則って実施しています。

なお、平成25年度より、通常の学級で学ぶ児童生徒（学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当）についても補助対象に拡充しています。

2 就学奨励費の支給を受けるには（受給のための申請）

（1）就学奨励費を受給を希望する場合

毎年度に校長に申請を行う必要があります。申請に必要な書類については、3ページに示しています。なお、提出期限等詳細については、別途案内いたします。

（2）就学奨励費の支給を辞退もしくは申請の手続きを行わない場合

就学奨励費の経費の全部または一部の受給を辞退することができます。この場合は、給食費及びその他経費は保護者負担となります。

申請の手続きを行わない場合も受給の辞退とみなされ、上記と同様に給食費等その他の経費は保護者負担となります。

3 就学奨励費の支給対象となる経費について

教科用図書購入費、学校給食費、交通費、修学旅行費、学用品購入費などがあります。

（その他寄宿舍居住に伴う経費がありますが、本校は寄宿舍を設置していないため、対象経費とはなりません。）

補助対象となる経費は次ページ一覧表のとおりです。支給する額はすべて、限度額の範囲内でかつ実費に基づいた額です。また支弁区分（第Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ区分）により支給割合が異なります。

各経費の詳しい内容は5ページ以降「Ⅲ 各経費の説明」をご覧ください。

就学奨励費の対象となる経費一覧

参 考

令和6年度 特別支援教育就学奨励費負担金補助金単価(配分限度額)一覧(限度額は、毎年見直しが行われ改定される場合があります)

区分			限度額（円）			対象の説明	領収書提出時期
			小学部	中学部	高等部		
教科用図書購入費			-	-	実 費	高等部のみ(小中学部については無償配布)	-
学校給食費			実 費	実 費	実 費	別で定める学校給食費の額(1食につき小学部400円、中学部・高等部420円)	-
交 通 費	通 学 費	本人経費	実 費	実 費	実 費	最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費 ①路線バス利用の場合・・・障がい者割引での購入が必要です。 ②自家用車利用の場合 ※但し、保護者通勤経路上の送迎やデイスサービス等利用については支給対象外	①オキカチャージ領収書 (購入の都度) ②自家用車は車検証の写
		付添人経費	実 費	実 費	実 費	児童生徒等の障害の状況を考慮し、校長が認めた場合 ①路線バス利用の場合・・・障害の状態が軽度の場合は児童生徒のみへの支給となります。 ※但し、保護者通勤経路上の送迎については支給対象外	①オキカチャージ領収書 ②自家用車は車検証の写
	職場実習交通費		-	実 費	実 費	職業教育のための現場(職場)実習に参加するための交通費(Ⅲ段階は、実費の1/2)	①オキカチャージ領収書 ②自家用車は車検証の写
	交流学习費		実 費	実 費	実 費	集団活動を行う交流及び共同学習(運動会・学芸会・音楽会等)に参加するための交通費(Ⅲ段階は、実費の1/2) (学校から交流及び共同学習を行う小・中・高又は特別支援学校等までの最も経済的な通常の経路及び方法)	-
	修 学 旅 行 費	修学旅行費	本人	21,580	57,720	107,810	修学旅行に直接必要な交通費、宿泊料、見学科、記念写真代、医薬品代、旅行損害保険料等
付添人			33,730	82,850	155,760	児童生徒等の障害の状況を考慮し、校長が要請した場合(肢重)	-
校外活動等参加費		本人	18,580	24,660	24,820	校外で行う学校行事(修学旅行を除く校外活動、宿泊生活訓練等)に直接必要な交通費、宿泊費、見学科。	-
		付添人	27,870	36,980	37,220	児童生徒等の障害の状況を考慮し、校長が要請した場合(小:1~3年・4~6年肢重、中・高:肢重)	-
職場実習宿泊費		-	-	7,520	職業教育のための現場(職場)実習に参加するための宿泊費	実習後速やかに	
学用品・通学用品購入費 (全学部学年対象。通学用品含む。)			11,640	22,740	32,270	学校における教育活動に通常必要とする学用品及び通学用品の購入経費。 学用品(体育用品、実験実習用材料、作業衣、副読本等)、通学用品(カバン、靴、雨具、帽子等)	1学期(7月) 2学期(12月) 3学期(2月) ※最終
新入学児童生徒学用品通学用品購入費 (小1・中1・高1年生のみ)			51,110	60,980	60,980	新1年生が通常必要とする新入学にあたっての学用品や通学用品の購入費 ランドセル、通学用カバン、通学用服【式服(小学部)、指定の標準服(中学部・高等部)】、 通学用靴、雨靴、上履き、帽子等	第1回(5月末) (第2回以降は中・高の冬服標準服 のみ)
ICT機器購入費 ※学用品費加算分			-	-	50,930	学校における教育活動に通常必要とするICT機器一式(iPad等)の購入費 学校で一括購入するが、障害に応じて機種を個別に選定する場合もある。	

の経費については、Ⅱ段階は実費又は限度額の1/2支給、Ⅲ段階は支給なし。

4 支弁区分の決定方法と支給の基準

支弁区分は保護者の世帯の経済的状況、家族構成等に応じて決定します。

その基準は、世帯の収入額が需要額の何倍かであるかにより判断します。

収入額・・・世帯全員の前年収入の合計をもとに算出した収入月額

需要額・・・厚生労働省の定める生活保護基準需要額により算出

決定された支弁区分に応じて、支給の基準（割合）は以下のとおりとなります。

支弁区分	支弁区分の決定基準	支給の基準
第Ⅰ区分	収入額が需要額の 1. 5倍未満 または生活保護受給世帯	補助対象経費の全額を支給 (ただし、生活保護費等と重複する分 は支給できない)
第Ⅱ区分	収入額が需要額の 1. 5倍以上 2. 5倍未満	補助対象経費の半額を支給 (ただし、幼小中学部高等部の通学 費・交流学习交通費は全額を支給)
第Ⅲ区分	収入額が需要額の 2. 5倍以上	支給はありません。 (ただし、小中学部高等部の通学費、 高等部教科用図書、I C T機器購入費 (限度額内)は全額支給)
辞退	辞退を希望する保護者	支給はありません。
措置費	児童福祉施設等に措置され、措置 費・療育の給付を受けている場合	支給はありません。

提出が必要な書類 ※公文でお知らせします

- ・世帯全員の個人番号（マイナンバー）関係書類（4～5月）
※新入生・転入生・未提出者のみ（他校で提出済の場合を除く）
- ・特別支援就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（6月頃）
- ・生活保護受給証明書（6月頃） ※該当者のみ

5 仮区分と精算について

学校給食費等については沖縄県教育委員会による支弁区分決定があるまでは仮の支弁区分で支給するので、決定後に精算（追加徴収または返金）が必要となります。

仮区分としては前年度の区分をみなして設定します。区分決定歴のない場合は第Ⅰ区分を設定いたします。

Ⅱ 支給方法

1 支給方法

就学奨励費の支給は保護者からの申出の金融機関口座へ振込にて行います。

口座振替に利用できるのは、金融機関等の普通預金口座です。

口座振替の場合、支給予定日に金融機関での手続きを行うため実際に保護者の皆さまの口座へ入金されるまで日数がかかることがあります。ご了承ください。

【提出書類】 ・ 口座振替支払申出書 ※ 4月に公文でご案内いたします。
(保護者名義の口座)

2 支給時期

原則として、支弁区分が決定（例年10月頃）してから支給します。

保護者への口座振込は11月～3月の3回に分けて行う予定です。

※ ただし、認定業務の進捗状況により前後する場合があります。

3 目的外使用の禁止

就学奨励費は特別支援教育の普及と奨励を目的に支給されます。

目的外に使用することは禁止されています。

※ 虚偽の申請があった場合、遡って返金請求する場合があります。

4 「委任会計」について

本校では保護者の皆様の負担軽減のため、教科用図書購入費、学校給食費、修学旅行費、学用品・通学用品購入費（ICT機器購入費）について、保護者の皆さまから「委任状」を提出いただくことで「委任会計」として取り扱っております。

これらの経費は、保護者から現金徴収する代わりに、委任を受けた校長が保護者に代わって就学奨励費を代理受領し、業者へ代金を支払っています。

この場合保護者への支給はありません。

【提出書類】 ・ 委任状 ※ 4月に公文でご案内致します。

Ⅲ 各経費の説明

1 教科用図書購入費 （支給対象：高等部全学年）

図書の価格。教科用図書購入費の徴収および支給は委任会計として取り扱っています。
（4P「4 委任会計について」参照）

2 学校給食費 （支給対象：全学部学年）

児童生徒が食した学校給食費の額。（1食 小：400円、中・高：420円）
前もって欠食することが分かる場合、担任へ欠食届を提出してください。

学校給食費の徴収および支給は委任会計として取り扱っています。

（4P「4 委任会計について」参照）

区分決定があるまでは仮の支弁区分で支給します。

（3P「5 仮区分と精算について」参照）

3 通学費 （支給対象：全学部学年）

児童生徒が自宅から学校まで通学する場合の交通費の額。

原則として最も経済的な経路及び方法にて算定します。

注意：保護者の通勤経路上の送迎は支給対象外です。

通学に路線バス等の交通機関を利用する場合、購入の都度領収書（OKICAチャージの領収書）の提出をしてください。領収書の提出が無い場合支給はできません。

保護者が自家用車で送迎する場合は、車検証の写しを提出してください。

- 【提出書類】
- ・通学届（自家用車利用の場合は車検証の写し）
 - ・交通機関利用の場合は領収書

※4月に公文でご案内いたします。

4 職場実習交通費 （支給対象：中学部・高等部）

学校の教育計画に基づき、生徒が学校以外の事業所等において職場実習に参加する場合の交通費の額。原則として最も経済的な経路及び方法にて算定します。

路線バス利用の場合、領収書の提出をしていただきます。

保護者が自家用車で送迎する場合は、領収書の提出はいりません。

- 【提出書類】
- ・職場実習交通費算定資料（自家用車利用の場合は車検証の写し）
 - ・交通機関利用の場合は領収書

※職場実習の際、担当教諭からご案内いたします。

5 交流及び共同学習費 （支給対象：全学部学年）

学級または学年単位で他校との交流および共同学習に参加する交通費の額。

6 修学旅行費 （支給対象：修学旅行を実施する学年）

児童生徒が、小学部・中学部・高等部でそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、交通費、宿泊費、見学科、昼食代等の額。

修学旅行費の徴収および支給は委任会計として取り扱っています。

（4P「4 委任会計について」参照）

小学部および中学部は委任会計によらない場合（実費負担）もあります。

7 校外活動等参加費 （支給対象：全学部学年）

学校外で行う就業実習及び学校行事（修学旅行を除く）及びの宿泊生活訓練に参加する経費のうち直接必要な交通費、宿泊費、見学科の額。

8 職場実習宿泊費 （支給対象：高等部全学年）

学校の教育計画に基づき、生徒が学校以外の事業所等において職場実習に参加する場合の宿泊費の額。

【提出書類】 ・ 領収書

※実習後速やかに提出してください。

9 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 （支給対象：小1・中1・高1）

小学部・中学部・高等部に入学する児童生徒が、新入学にあたって通常必要とする学用品、通学用品の購入額（ランドセル、カバン、通学用靴等）。

※ 【！注意！】購入時期は、原則として2月オリエンテーション後から5月末に限ります。（ただし、指定標準服の冬服を除く）

・ 対象とならないもの

① 上記の時期以外に購入した学用品および通学用品。

② 家庭や学校で日常的に使用しているもの。

【提出書類】 ・ 領収書

※ 生活保護法に基づく生活扶助の入学準備金等、他の補助金の支給を受けた者は、当該受給額を差し引いた額が支給されます。



10. 学用品・通学用品購入費（支給対象：全学部全学年）

児童生徒が教育活動に通常必要とする学用品及び通学用品の購入費の額。

・対象となるもの（以下「例示品目」参照）

【提出書類】 ・領収書

「例示品目」（学用品）

	分類	品 名	備 考
対象となるもの	学用品	えんぴつ、ペン、消しゴム、ノート、下敷き、筆箱	
		クレヨン、色鉛筆、のり、テープ、はさみ、定規	
		絵の具、筆、色画用紙、お絵かき帳、粘土	
		折り紙、書道用紙	
		ファイル、ラミネートフィルム、クリアケース	
		布テープ、製本テープ	自作自作成用
		CD-RW、USBメモリー	パソコンの授業用
		音楽用品（鈴・カスタネット）	
		知育玩具	通常授業で必要とするもの
	体育用品	ジャージ、体育用Tシャツ、トレーニングパンツ	体育・体力づくり用のみ対象（中学部・高等部は学校指定のみ対象）
		短パン、体操着、	体育・体力づくり用のみ対象（中学部・高等部は学校指定のみ対象）
		うわばき、 帽子	登校用帽子は通学用品の対象
		水着、水泳帽、ゴーグル、浮き輪（授業で必要な場合）	プール学習用 ※プール授業終了以降の購入は対象外
		プール用マット（個人用）、プール用タオル	プール学習用※プール授業終了以降の購入は対象外
	実験・実習用材料・作業着等	作業用長靴、作業用軍手、作業着	通学用長靴は通学用品の対象
		作業用スモック、エプロン	
		工作用材料（折り紙・プラスチック板等）	
		美術用材料（スケッチブック等）	
		家庭科用材料（布・糸、調理実習用材料等）	
		実験・実習用の材料等	
		野菜の苗、肥料、杉板、ベンキ	
	副読本等	陶芸用粘土、版画セット等	
		ワークブック（ドリル、テキスト含む）	授業で使用する物のみ対象、家庭学習用は対象外
		辞典、電子辞書（身体的制限のある児童生徒）	授業で使用する物のみ対象、家庭学習用は対象外
	その他	練習帳、学習帳、参考書	授業で使用する物のみ対象、家庭学習用は対象外
		【自立活動・日常生活指導の授業で必要となるもの】	【学校の中で使用し、家庭用との兼用は対象外】
		給食用エプロン、スモック、三角巾	
		摂食指導用の食器（給食用食器、スプーン等）	学校の食器で対応できない場合のみ対象
		歯磨き指導用歯ブラシ・コップ	学期ごと利用する数を限度とします。まとめ買いは対象外になる場合があります。
		手洗い指導用タオル・おしぼり・ハンカチ	学期ごと利用する数を限度とします。まとめ買いは対象外になる場合があります。
		校外学習用ポーチ・リュック・さいふ	
		ネーム用シール	
		遠足用水筒・リュック	
		手作りエプロン・スモック等の材料（布・ボタン等）	
		上履き	
		はがき	
対象外		ズボン・シャツ等の衣類	式服・体育着・通学用ジャンパー（小学部）、作業着（中・高等部）、指定の標準服・体操服（中・高等部）以外は対象外です。
		着替え用衣服、下着	
		靴下、タイツ、ベルト	
		補装具（義手・義足・車いす・補聴器など）、眼鏡	補装具に関しては、市町村の障害福祉課へ確認をお願いします。

「例示品目」（通学用品）

		品名	備考
対象となるもの	靴類	通学用靴	通学用靴の場合、領収証に「通学用靴」と記入
	雨具	雨傘、雨靴、かっぱ	
	小物類	帽子	
	通学用服	式服・ジャンパー（小学部）、標準服・体操服（中・高等部）	ジャンパーは実際に着用する時期に購入ください。
	その他	かばん、リュック、名札	
対象外		ズボン・シャツ等衣類、着替え用衣類、下着、靴下	
		義手・義足・車いす・補聴器、眼鏡	

※ 表に例示されている品名は一例です。他にも、各経費の内容に合致するものであり、学校から購入依頼があるものは支給可能です。具体的な判断に迷う場合には、事務室担当者へご相談ください。

※ 支給対象品目は今年度内に使用する学用品に限ります。

※ 成長や消耗、破損による追加購入は支給対象です。兄弟等の分の同時購入はお控えください。

Ⅳ 就学奨励費が支給される場合について

就学奨励費の支給は、保護者等が学校教育活動（授業等）で必要な経費を負担した場合や物品を購入した場合に限られます。領収書の提出等については以下のとおりとなりますので、所定の項目をご確認ください。

1 領収書の提出

就学奨励費は保護者の実費負担に基づき支給することとなっているため、実費を負担したことを確認するため領収書等の提出をお願いしています。

領収書の提出がない場合は支給対象となる経費であっても支給することができないため、領収書等の必要書類については大切に保管し、提出をお願いします。

2 提出する時期 ※公文にてご案内いたします。

・新入学児童生徒学用品・通学用品購入費・・・第1回（5月末）をめぐに提出してください

※ 購入時期：2月オリエンテーション後から5月末まで（指定標準服の冬服を除く）

・学用品・通学用品購入費・・・第1回（7月）、第2回（12月）、第3回（2月）

最終提出期限：令和8年2月中旬

3 提出方法

学級担任か事務室へ提出してください。

4 記載内容の注意事項

【記入例】

・あて名は児童生徒名をお願いします。保護者名の場合、生徒名を併記。

・品名は必ず記載して下さい。

○支給できる例：「通学用靴」、「体育着」、「鉛筆」、「水着」等

×支給できない例：「商品代」、「文具代」、「本代」等

※領収書は、なるべく領収書用紙に手書きで記載されたものを提出をお願いします。

感熱紙タイプの領収書は、時間がたつと文字が消えてしまうため、内容確認が難しく支給をすることができない場合もあります（やむを得ず、感熱紙タイプの領収書の場合は、印字が明瞭な時点でコピーをとっていただき、両方の提出をお願いします）。

※インターネット利用購入領収書の注意点：「購入日、購入者（保護者名）、品目、金額」が記載されているもの。家庭用商品と同時購入での割引適用で、対象商品の金額の判別ができない場合は、支給をすることができない場合があります。

また、送料については支給対象とならないため、ご注意ください。

(事例) 領収書の再確認が必要な事例

【事例①】

領収証	
那覇 太郎 様	
¥ 6,500 -	
但し、作業着・靴下代として	
みらい作業店 店長 みらい二郎	作業店 みらい 之印

事例①の場合、「作業着」は就学奨励費対象になりますが、「靴下」は対象外です。

上記領収書の場合、対象外である「靴下」の金額がわからない場合、支給不可となります。

【事例②】

領収証	
那覇 太郎 様	
¥ 6,500 -	
但し、体育着・体育用帽子代として	
みらい文具用品店 店長 みらい一郎	文具用品 みらい 店之印

事例②の場合、保管している間に印字が薄れて識別不能な場合

※宛名、金額、但し書き、領収書発行者の確認ができない場合支給不可

【事例③】

レシートタイプの領収書で、印字された商品名の内容が確認できない場合

例) 鉛筆を購入したが、「文具」と印字されている ⇒ 余白に「鉛筆」と記載する
(手書き可)

V 令和7年度 就学奨励費に関する手続きの年間の流れ（予定）

令和7年 4月	申請書類の提出 ※公文にてご案内いたします。（4月上旬） ※辞退される場合は、世帯状況調べのみを提出。 ・委任状 ・口座振替支払申出書 ・令和7年度 世帯状況調べ（令和6年12月末日の世帯状況を記入） （所得情報を調べる際に昨年末の世帯状況が必要なため） ・通学届 （通学に交通機関利用の児童生徒は路線バスオキカチャージ料等の領収書を提出）
5月	仮の支弁区分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ区分）で給食費徴収開始（在校生は昨年度区分、 区分決定歴のない新入生・転入生はⅠ区分）
6月	支弁区分決定に必要な書類の提出 ※公文にてご案内いたします。 ・「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」 ※辞退なさる方も必ず提出します。 ・世帯員全員の「個人番号（マイナンバー）」（5～6月）
7月	領収書等の提出（1学期分）
8月	保護者からの提出書類に基づき支弁区分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ区分）決定にかかる査定開始。 査定結果を教育庁へ提出。
9月	個人番号での所得情報照会エラーが出た世帯対象に所得課税証明書の回収
10月	教育庁より学校あて、支弁区分にかかる決定通知（10月下旬頃） 学校より保護者あて、支弁区分にかかる決定通知（10月下旬頃）
11月	決定した支弁区分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ区分）で給食費徴収開始 ※仮区分と決定区分が異なる場合は、保護者への追徴または返納があります。 就学奨励費（1学期分）を保護者へ振込支給（11月下旬予定） ※支弁区分決定の時期により、就学奨励費の支給月が前後する場合があります。
12月	領収書等の提出（2学期分）
令和8年 1月	就学奨励費（2学期分）を保護者へ振込支給（1月下旬予定）
2月	保護者からの全ての領収書提出期限（令和8年2月中旬） ※今年度最終
3月	就学奨励費（3学期分）を保護者へ振込支給（3月下旬）

※ 上記日程は予定になるため、認定業務等の進捗状況により前後する場合があります。

（別記）特別支援教育就学奨励費のＩＣＴ機器購入費について

高等部のみ

目的

ＩＣＴ機器の急速な進展に伴い、学用品として比較的高額なＩＣＴ機器（例えば、携帯用会話補助装置、携帯型拡大読書器等）を使用することが多くなっている現状を踏まえ、保護者の負担を軽減するために用いる経費。

限度額について（令和６年度現在）

	保護者等の収入等による支弁区分	学用品・通学用品購入費補助対象限度額	ＩＣＴ機器等を購入した場合の加算額
高等部 （本科・別科）	I	¥32,270	¥50,930
	II	¥16,135	¥50,930
	III	—	¥50,930

※ 就学奨励費の受給を辞退された方は購入することができません。

※ＩＣＴ機器として『iPad』等が代表的ですが、学校でのみ使用する前提で学校保管となるので、情報担当と「型式」や保管場所を確認後購入し、学校保管となります。（卒業後は持ち帰ることができます。）

※上記の¥50,930はＩＣＴ機器の購入にのみ支弁できる金額で、他の学用品は対象外です。

※ＩＣＴ機器の購入については、授業の過程において必要とされる場合に限られ、学校で一括購入を予定しています。（障害に応じて機種を個別に選定する場合があります）

